

○議長（小林哲雄）

日程第10 議案第33号 指定管理者の指定について（開成駅前第1自転車駐車場）を議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、開成町自転車等駐車場条例第7条の規定により、指定管理者に開成駅前第1駐車場の管理を行わせるため、指定管理者の指定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

では、議案を朗読いたします。

議案第33号 指定管理者の指定について（開成駅前第1自転車駐車場）。

次の者を開成駅前第1自転車駐車場の指定管理者として指定したい。よって、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1、管理を行わせる公の施設の名称等。名称、開成駅前第1自転車駐車場。位置、開成町吉田島4440番地2。

2、指定管理者の名称等。名称、横浜サイカパーキング株式会社。代表者、代表取締役、由谷仁志。所在地、神奈川県横浜市尾上町六丁目81番地。

3、指定の期間。平成27年4月1日から平成32年3月31日まで（5年間）。平成27年3月3日提出、開成町長、府川裕一。

添付いたしました資料でございますが、1ページ目、横浜サイカパーキング株式会社からの指定申請書のかがみの写し。

次のページに、環境防災課から指定管理者選定委員会委員長宛て選定依頼書。

3ページ目に、選定委員会委員長から環境防災課宛て候補者選定結果報告書。

最後の4ページ目に、評価結果報告書を添付してございます。

では、選定の経緯等の詳細につきましては、開成町指定管理者選定委員会委員長であります副町長からご説明申し上げます。

○議長（小林哲雄）

副町長。

○副町長（小澤 均）

それでは、指定管理者選定委員会を代表しまして、開成町自転車等駐車場に係る指定管理者の選定に至りました経緯、及び審査方法並びに選定結果についてご説明をさせていただきます。

まず、経緯につきましては、現在の指定管理者の指定期間が平成27年3月31日までとなっていますことから、平成26年9月16日付けで、当該業務の所管課である環

境防災課危機管理担当課長より募集基準審査依頼書の提出がございました。これを受けまして、9月19日には、当委員会として、これまで公の施設の指定管理期間が満了する際の更新の決定や手続についての町方針を定めておりませんでしたので、新たに指定管理者の更新等に関する運用指針の方針決定をしております。

さらにこの案件に係る募集要項案や、業務仕様書、案の内容、提案いただく事業計画書及び収支計画書案等については、募集に関する基準と候補者の選定基準案などについてもまとめてございます。

それらの基準に従い、所管課である環境防災課、危機管理担当課で10月1日から11月21日までの間、募集の受付をしましたところ、2社より応募がございました。その後、参考資料の2ページにありますように、環境防災課危機管理担当課長名で、当委員会宛てに候補者選定依頼書が提出をされました。これを受けまして、12月11日には、2社からの応募の申請書ともに出されました管理業務に係る事業計画書、収支計画書、定款、決算諸表などにより、書類審査を行っております。

さらに12月16日には、選定委員会において、応募団体へのヒアリングと評価書による評価を実施し、最終的に1社に決定をしております。

このヒアリングにつきましては、1社、約40分間で行い、応募者からの説明を受け、各委員会から提出書類の内容などについての質疑を行い、1件ごと、評価書に従った評価を行い、仮評価としてございます。その後、各委員により、情報共有のための意見調整も行っております。さらに午後からは、評価書による2社の最終評価を行いました。評価点の集計に際しましては、選定条件とした、1、団体であること。2、各委員の評価を合計した結果で、評価項目中に1項目でも零点の項目がないこと。3、各委員の評価を合計した結果、得点が50%以上であること。4、各委員の評価結果で、過半数を超える委員の指示があり、かつ総合得点で1位であることの四つを定めてございます。

なお、当委員会は、私が委員長を務めさせていただいておりますが、他に4部長と教育委員会事務局参事と議会事務局長の内部委員に加え、外部委員として、円中にお住まいの藤井宏税理士さんに入っていただき、計8名で構成をされております。選定に当たりましては、福祉部長と藤井税理士さんについては、応募団体のうち、1社の理事と幹事にそれぞれなられておりますので、応募団体へのヒアリングと評価書による評価からは外れていただき、他の委員6名で評価をさせていただいております。

また、この選定における審査基準を、利用者の平等な利用が確保されていること。公の施設の効果的な活用と管理経費の削減が図られること。管理を安定して行う、物的及び人的能力があること、選定団体の経営状況などとして、その基準を満たすかどうかにより審査をしております。

最後に評価結果でございますけれども、参考資料の4ページにございますように、委員6名による評価としまして、横浜サイカパーキング株式会社の総合得点が3,560点と第1位であり、得点率も65.9%あり、6名全員が1位に評価をしております。この団体を選定しました理由としては、自転車等駐車場の専用管理会社として横浜を中心として、神奈川県内で数多くの実績を有し、その実績を生かし、利用率向上策を示す

とともに、利用者目線に立ち、交通系ＩＣカード対応の券売機の導入や、ウェブ上での空き情報の確認、予約、定期料金の口座振替及びコンビニ払い等、具体的なサービス向上策の提案がございました。施設の効果的な活用と安定した管理運営能力を十分に有し、利用者サービスの向上が期待できることを高く評価をしました。

総合的に見ましても、自転車等駐車場の指定管理者として一番すぐれているものとして選定をさせていただきました。

説明は以上です。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

２番、高橋久志議員。

○２番（高橋久志）

一つは指定機関、以前は３年間という形になっておりましたけれども、今回、指定を５年間にした経緯等について、まず、お聞かせ願いたい。

それから、今の説明、副町長のほうからございましたけれども、８名の評価委員を内部、外部を含めてやったと。外部の関係と内部かわかりませんけれども、これが関連する業務等がございまして、これに加わるができなかった。私なんかから違和感を感じるのは、もともとそういった方を、選考委員に選ぶこと自体に公平性がないんじゃないかなと、こう思うんですけれども、この２点についてお聞かせください。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、お答えをいたします。まず、１点目の指定の期間でございますけれども、こちらのほうは、開成町公の施設に係る指定管理者制度に関する基本方針というものを定めてございます。この中で指定の期間としては、指定管理者の指定の期間は、適切な競争の確保と指定管理者の経営の安定の観点から、合理的な事由のある場合を除き原則として５年間ということで、基本は５年間であるということは１点目です。ただし、初めて指定管理者制度を導入する施設については、指定管理者となった民間事業者等による管理が適切に行われているかどうかを把握するとともにという、ちょっと文章は長いですが、この場合、原則として３年間とするということで、自転車駐車場についても、今回からは５年ということで指定期間を定めさせていただきました。

それから、２点目の委員の中に外れてしまわなくてはならない方が出てくるというお話ですが、それは結果的に応募団体が、ある団体が応募したことによって、その該当する方が発生したということですから、仮に民間の全く関係のない会社が３社来た場合には外れなくて済むわけですから、正直言いますと、そこまで想定しておりませんし、選定委員を選定するに当たっては、副町長を委員長として、部長及び部長級の参事、それから、経営状況を把握するために税理士さんを入れているということでありますので、これは結果として外れてしまうことになったということは残念なことですが、結果論だとしか申し上げようがないというところであります。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

今、財務課長から答弁をいただきましたけれども、評価委員の選定については、調査をすればわかる話であって、やはり今後の課題として、これに係るような関係は、入るべきではないと。したがって、評価に加われないこと自体が、私はおかしいと見方があるので、この辺は選ぶに当たって、十分な調査をした形で、それを除外するというシステムにしないと、公平性にまずいことが起きやしないか。参加しないわけですから、今後、今の話を聞いて、改善する点があれば所見を聞かせていただきたい。

それから、3年間、24年の3月議会に指定管理の議案が出て、議会でいろいろな方からの質疑がされたと記憶しているわけです。今の説明では、初めて参加した場合については、期間を短くすると。3年たっているから、それは除外すると。期間を私は短いほうがいいのかという感じも受けるんですけれども、そのところは、内部の決まりごとで決めているということなのかどうか、お聞かせ願いたい。

○議長（小林哲雄）

行政推進部長。

○行政推進部長（石井 護）

それでは、財務課の所管でございますので、まず初めに委員の形ですけれども、議員がおっしゃられることはわかりますけれども、順番が違うというか、指定管理の選考するに当たって、その都度委員を組織するんじゃなくて、常に選定委員というのは、先ほど財務課長が申し上げましたとおり、部長と部長級、副町長を頭として、それが決まっているわけです。その結果、応募者がそれに関係するところであったので、必然的に除かざるを得なかったと、こういうことでございますから、議員がおっしゃられる順番的には当てはまらないのかなというふうに思います。

それと期間の問題でございますけれども、これは方針で決まっていることでございますから、基本的にそれに準じて行ったということですが、それとまた、その辺の要素とすれば、これは全国的なQ&Aみたいなものがございまして、ケース・バイ・ケースで、いわゆる使用料がとれるとか、収益が上がるようなものの指定管理という中では、余り短いとコストパフォーマンスというか、そういったものが発揮しづらい。だから、ある一定の期間にしたほうが、全体としてのライフサイクルとしての収益性が出るという中では、余り短いのは好ましくありませんよというものもございまして、そういうところからすれば5年というのは、私どもにとっては適当な期間であるというふうに判断しているところです。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

わかりましたけれども。それでは、外部評価委員、これはどんな基準に基づいて、メンバーに入れているのか。その辺だけ聞かせてください。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

繰り返しになりますけれども、町の職員で、いわゆる財務諸表のチェック、経営状況を把握するという部分は、専門性に欠けている部分がございますので、税理士さんに入っていただくケースと、この後の議案になりますけれども、利用団体、代表者等のご意見を聞くことが望ましいという場合には、そういった方にも外部委員として入っているというのが現状でございます。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑ございますか。

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

ここで議案の中に間違いがありますので、追加をお願いします。実は、議案第33号の中の2の指定管理者の名称等の所在地でございます。神奈川県横浜市の次に中区が抜けておりますので、追加で訂正させていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（小林哲雄）

8番、山田貴弘議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。ちょっとお聞きしたいんですけれども、財源的なのは、駐輪場の料金で賄っているということで、今回もそれでサービスの向上が図れるということでよろしいんですね。確認です。

○議長（小林哲雄）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

おっしゃられるとおり、今回も利用料の収入で全て賄います。

○議長（小林哲雄）

ほかにございますか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて討論を行います。

反対討論ですか、高橋久志議員。

○2番（高橋久志）

2番議員、高橋です。議案第33号 指定管理者の指定（開成駅前第1自転車駐輪場）に反対討論を行います。

指定管理者として、横浜サイカパーキング株式会社を指定し、指定の期間、先ほど論議させていただきましたけれども、3年間ではなく、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間となっているところでございます。

議案の開成駅前第1自転車駐輪場の指定管理者の指定に関する議案について、私もし

ろいろと調べました。平成24年3月会議で、今回の議案と同じ会社である横浜サイカパーキング株式会社を指定管理者に指定しております。このときは指定期間は3年間となっているわけでございます。議会の議決で、相当いろいろな角度から論議したという話を先ほど触れましたけれども、議会の採決の結果は、賛成6、反対者5の賛成多数で実は可決している経緯がございます。

以前に町が業務委託をしていた、公益社会法人開成町シルバー人材センターには、町から450万円の補助金を出しているわけでございます。社会参加と雇用の確保等を考慮して、開成駅前第1自転車駐車場の業務運営は、指定管理者の制度から除外すべきだと私は思っております。

公益社会団法人開成町シルバー人材センターの業務に委託する制度に、私は戻していく。改めて指定管理者制度を導入するまでもないという形で、今回の反対を申し上げるところであります。

以上。

○議長（小林哲雄）

ほかに討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論はほかにないようですので、採決を行います。

議案第33号 指定管理者の指定について（開成駅前第1自転車駐車場）、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立多数によって、可決いたしました。